

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	旧中西家の門の開放についての要望	<p>吹田市岸部中4丁目にある旧中西家の前を、朝、よく通りますが庭の清掃をされるのか数名の人が大きな門の横の通用口から庭に入って行くのを見かけます。そのたびに関係者が行かれている日だけでも大きな門を開けてきれいな庭が見れたらと思っています。旧中西家は吹田市指定有形文化財に指定され維持管理に市税が使われていると言う説明を見ました。</p> <p>であれば道路からでもきれいな庭が見れるよう人がいる時間帯は門を開けておいて欲しいと思います。市民が身近に感じる文化財にして欲しいと思います。防犯上の問題があるなら庭に自由に入れないよう庭が見えるような柵を設けられたら良いと思います。</p>	<p>旧中西家住宅は、吹田市指定有形文化財に指定され、建物は国登録文化財、庭園は国登録記念物(名勝)に登録されております。そのため、維持管理及び公開等の活用については、特に防犯、防火に細心の注意を払って実施しているところです。</p> <p>大門の開放については、大門そのものも老朽化して傷んでおりますので、桜の美しい春と紅葉が映える秋の特別公開の時だけに限定して開放するようにしております。</p> <p>また、東側勝手門については通年、見学者を受け入れる際に入りに利用している門であり、見学中は格子戸越しに庭園の一部をご覧いただくことが可能です。</p> <p>旧中西家住宅の庭園鑑賞は旧中西家住宅条例に基づき、お申込みをいただいたうえで、鑑賞いただくことしております。庭園鑑賞は、休館日の月曜日を除く火曜日から日曜日まで実施しておりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、鉄扉は、メンテナンス作業用車両等の通用口として使用しており、柵の設置や開放については、防犯上の理由から困難であると考えております。</p>	文化財保護課	R4.4.26	R4.5.2
2	小学校でのマスク着用のお願について	<p>小学校内での学習について、マスクの着用(不織布)のお願いが現在も継続しています。世界的に、もはやマスク着用が実質継続しているのは、(効果がないことがデータ上明らかになったことで、)日本と中国のみとなっていることを含め、子供の着用についての理由の回答をお願いいたします。また、学校保健法においては、学校環境の中、二酸化炭素など空気の環境についての規定もありますが、マスク着用した場合には、マスク内の二酸化炭素濃度が濃くなるため、規定を超えているということはないでしょうか。調査歴があれば回答お願いいたします。</p>	<p>小・中学校におけるマスクの着用については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に沿って適切に対応するよう、各学校に対して指導しております。</p> <p>ご質問いただきました、マスク内の二酸化炭素濃度の調査歴についてですが、吹田市においては調査歴はございませんが、熱中症等への対応を優先し、運動時など児童生徒本人が息苦しいと感じた時などには、周囲と十分な距離を確保した上で、マスクを外して呼吸するよう、自身の判断で適切に対応できるよう、各学校に指導しております。</p>	保健給食室	R4.4.27	R4.5.6
3	小学校区について	<p>来春、千三小学校へ入学予定の者です。</p> <p>現在小学校では小学校区の変更についてアンケートのようなものがとられていると聞きましたが、入学予定の我々にはなんの情報もなく、不安に感じています。</p> <p>小学校区の変更予定の有無、その予定がある場合は詳細な変更内容や実施時期、兄弟がいる場合の対応など、現在の検討状況を教えてください。</p> <p>よろしく願います。</p>	<p>詳細な変更内容や実施時期、兄弟がいる場合の対応などは、現在検討中です。今後、令和4年5月にアンケートを実施し、いただいたご意見を参考にし令和4年10月に学校規模適正化の具体的な方策や、実施時期等を定めた「実施計画素案」を作成予定です。</p> <p>アンケートは、令和4年5月17日(火)～令和4年6月7日(火)に実施を予定しています。アンケートのお知らせは、市のホームページ、市報すいた5月号、市内公立の小・中学校、市内公立・私立の幼稚園・保育園及び検討対象候補校区と影響を受ける校区の自治会の回覧で行う予定をしています。</p> <p>学校規模適正化の検討対象候補校区は、千里第三小学校区、藤白台小学校区、千里第二小学校区、豊津第一小学校区、山田第五小学校区の5校区です。※令和4年度の児童推計により変更となる場合があります。</p>	教育未来創生室	R4.4.27	R4.5.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	公園に蜂の巣あり	春日南公園の滑り台の下に蜂の巣があり、蜂が行き来しています。砂場と滑り台の隙間です。	春日南遊園の蜂の巣は、他の方からも通報があり、既に撤去済みです。ご連絡ありがとうございました。	公園みどり室	R4.4.21	R4.5.11
5	保育所等利用調整基準	<p>保育所等利用調整基準の点数に関して、意見したご連絡いたしました。希望の保育園に点数が足らず、待機児童となる可能性が高いので、ご検討いただきたくご連絡いたしました。</p> <p>就労に関する項目について、新たに改訂され、以下の項目が追加になっているかと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1 ・15 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2 <p>こちらはなぜこのような項目が追加されたのでしょうか。</p> <p>人に聞いた話によると、昔は非正規雇用者が点数がマイナスとなったが、その規定をなくし、今回の項目が追加されたと聞きました。</p> <p>正規社員では、非正規社員と異なり、仕事にて責任のあるPositionにて仕事をしていますので、非正規雇用者のようにいつでも仕事をやめることはできません。</p> <p>また、正規雇用者は、キャリアのために転職することは多々あり、そのことが保育園の入所に影響することはあってはならないことと考えます。</p> <p>もし非正規雇用者の勤続の継続性を確認する指標であるならば、非正規雇用者で5年働くと、正規雇用者と同点数にするので良いのではないかと考えます。</p> <p>転職者で、吹田市に住むか悩んでいる同僚が、吹田市は子育てをしにくい町だと言っており、確かにその通りかと思いました。</p> <p>引っ越しすることもやむを得ないのかとさえ、現在考えております。</p> <p>どうか納得のいく説明と、本制度の改定のご検討をお願いいたします。</p> <p>令和4年度利用申し込みの調整基準での改定を切に願う次第でございます。</p> <p>また、もし可能でしたら、令和4年度の調整基準がいつ発表されるのかも併せてご教示ください。</p>	<p>働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は、現時点では大きな変更を予定しておりませんが、今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.4.28	R4.5.11
6	子供のマスク着用について	<p>子供たちのマスク着用を学校でも協力をお願いと言う事で通達がありますが、マスク自体エアゾロ感染を防ぐものではないと言う事が分かっていながら学校内、登下校で着用させる意義がないのではと思ひ意見させて頂きました。</p> <p>『協力をお願い』だとしても子供たちはみんながするから自分もする、と言う状況です。</p> <p>大人が飲食店でマスク無しで喋っているにも関わらず子供達に黙食を強いる事にも疑問です。</p> <p>再考をお願い致します。</p>	小・中学校におけるマスクの着用については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に沿って適切に対応するよう、各学校に対して指導しております。	保健給食室	R4.5.2	R4.5.11

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	吹田から岸辺の緑の遊歩道について	毎晩、高齢の父と母と一緒に、緑の遊歩道をウォーキングしています。緑の遊歩道は自転車に乗っての通行は禁止されているはずですが、何人も自転車に乗って通行しているのを見かけます。高齢者と一緒に夜道を歩いているので、とても危険に思います。もう少し、自転車に乗っての通行禁止という看板や目印などを置いていただけませんか。父と母との散歩を安全にしていただけませんか。どうかよろしく願います。	以前に同様の要望を受付しており、緑の遊歩道の入り口付近に自転車走行禁止看板を新たに設置し、対応を行っています。新たな看板設置については、今後の状況により検討いたします。ご理解いただきますようお願い申し上げます。	道路室	R4.5.6	R4.5.11
8	吹田市HPのコロナワクチン接種実績の速やかな掲出のお願い他	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナワクチン接種実績の掲出が4月20日から本日5月9日時点で、掲出されていません。他市では、5月も掲出がされています。 ・コロナワクチン接種実績の3回目の表に、接種率の記載のお願い。 ・吹田市HPの「新型コロナウイルスのワクチン接種について」のサイトの「ワクチン接種実績・接種実施計画」のクリックボタンに、「更新日」の追記をお願いします。 ⇒水曜日が定期的な掲出日ですが、遅れる事があり、更新がされたのか否かが分かりませせん。または、「お知らせ【新着情報】」欄に表記願います。 ・出来れば、1～3回目の接種率で吹田市民の対全人口率の表記が欲しい。 ⇒首相官邸の接種率のサイトは、全人口となっており比較がしやすいです。 	この度は本市の新型コロナワクチン接種状況について、ホームページへの掲載が遅れて、大変申し訳ありませんでした。ご指摘のあった部分も踏まえ、現在掲載内容について検討しております。今後も、より丁寧で適切な情報発信に努めてまいりますので御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	地域保健課	R4.5.9	R4.5.11
9	北千里市民プールの営業再開について	北千里市民プールの営業再開についてお願いします。 コロナ状況もありレジャー目的のプール開放については吹田市として営業しない方針と聞いています。 コロナ予防接種も3回目の途中の状況で4回目以降はリスクの高い高齢者や基礎疾患有りの方のみとなりそうです。これ以降、withコロナの状況は変わらず、感染防止も現状以上の内容はない見込みです。 状況が変わらないと思われる中でレジャー目的の設備を開放しないのは、これからずっと施設を開放しないと同義と捉えています。施設を閉じる予定がないのであれば、プール営業再開を望みます。 コロナ状況を踏まえて判断するのは当たり前ですので、営業再開の明確な基準を示していただけませんか。 なお、数年営業していないところもあり施設も老朽化が目立っており、補修だけでなく改修も検討をお願いします。また、その際には屋内設備の建設も踏まえ検討をお願いします。	今年度の北千里市民プールの営業につきましては、開場に向け調整(準備)を進めているところですが、今後の感染状況による国及び府の対策や、他市状況も鑑み判断してまいります。 なお、方針が決まり次第、ホームページ等において周知を予定しております。 また、今後の施設の改修等につきましては、吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画に基づき検討してまいります。	文化スポーツ推進室	R4.5.6	R4.5.12

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	今里筋線(地下鉄)の延伸に関する意見	<p>地下鉄を井高野駅から、国立循環器病センター(JR岸部、阪急正雀)経由で万博記念公園まで延伸する計画を関係機関と協議して欲しいです。ウクライナ侵攻で、地下シェルターの重要性が高まっている今なら、多くの市民の同意が得やすいと考えます。</p>	<p>本市では、これまで地下鉄今里筋線の延伸について、井高野駅からJR岸辺駅までの区間を中心に大阪府・大阪市と協議を行いながら検討を行ってまいりました。その結果、事業採算性の確保が難しいことや地下線路の導入空間である都市計画道路に未整備区間があること等、延伸を進めるにあたっては様々な課題があることが明らかになっております。こうした検討においては、公共交通として必要となる機能だけでなく、実現性についても十分に考慮する必要があることから、引き続きJR岸辺駅周辺での企業進出や民間開発の活発な動きのほか万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に伴う新たな交通需要につきましても注視してまいります。</p>	計画調整室	R4.5.6	R4.5.12
11	私の今年の吹田市の固定資産税の増額の何故を教えてください。	<p>昨年に評価替えが行われおり、令和3年度と令和4年度の納付書と同封のお知らせを読んでも、増額が理解できません。 1) R4年度版では、「R3年度に評価替えを行いましたので、R4年度は据え置かれま</p> <p>す。」の表記。 ただし、土地については、基準年度以外の年度でも地価の下落があり、価格を据え置く適当でないときは価格の修正を… ※私の今年の固定資産税は、昨年と比べて土地が少し増額。家屋は同額。 ⇒評価替えが昨年におこなわれているのに、増額についての説明文は、有りません。 ⇒添付画像参照</p> <p>2) 令和3年度版では、「本年度は、その見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」 ・土地について、(中略)半年間で地価下落が見られる地域には修正を行いました。 ⇒この記述であれば、令和3年度に評価替えは、行われた事になります。 ※私の昨年の固定資産税は、前年と比べて土地は同額。家屋は少し減額。 ⇒令和4年度は、増額にならない筈。</p> <p>3) 他にも増額の方がおられますので、納税者に対する説明が必要。</p> <p>【その他】 4) 令和3年度版の主な改正の項で、令和5年度において…の文言がありますが、来年度の事でもあり、令和4年度版のお知らせにも、明記すべき事項。 5) 令和3年度版の(2)家屋の説明文で、東京都(特別区)の建築物価に基づき、対象の家屋を新たに建築するとした場合に必要とされる建築費(再建築価格)に建築後の経過年数による補正率を乗じて評価しています。 ⇒この説明文では、吹田市の家屋の固定資産税額は、東京都の再建築価格で計算されると理解ができます。物価が、コロナやロシアがウクライナに侵攻で上昇しています。 ⇒次の評価替えの令和6年度への影響も考えられますので、吹田市の家屋の固定資産税額が、東京都の再建築価格で何故、計算されるのか教えてください。 ⇒添付画像参照—企業物価推移</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>まず、土地の税額が増えたことにつきまして御説明させていただきます。 固定資産税・都市計画税は、固定資産の価格を基準として課税されます。原則として、価格が課税標準額になります。課税標準額は本来、価格の増減にあわせて変動するものです。 令和3(2021)年度については、地価の上昇に伴い価格は増加しましたが、課税標準額は令和2(2020)年度から増加されておらずでした(コロナウイルスの影響による特別な措置による)。この特別な措置は令和3(2021)年度に限った制度であったため、令和4(2022)年度は、価格が据え置かれていても、課税標準額が価格に合わせた本来の額となるため、令和3(2021)年度に比べて増額している土地があります。</p> <p>1) 令和4年度お知らせについて 上記で御説明したとおり、土地についての課税標準額が令和3(2021)年度より増額となっている場合があります。家屋については、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度の価格を据え置いているため、同額となっております。</p> <p>2) 令和3年度お知らせについて 上記で御説明したとおり、土地についての課税標準額は令和2(2020)年度と同額となっています。家屋については、令和3(2021)年度の評価替えにより減額となっています。</p> <p>3) 納税者に対する説明について 今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった説明となるよう、努めてまいります。</p> <p>4) 令和3年度のお知らせについて、令和5年度においての文言があるが、令和4年度のお知らせには明記がない点について 内容に不足があるお知らせであったことにつきまして、お詫び申し上げます。今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった内容となるよう、努めてまいります。</p> <p>5) 吹田市の家屋の固定資産税額が、東京都の再建築価格で何故、計算されるのか 国の定める評価基準により、非木造家屋は東京都の物価指数を基準としております。 (参考) 令和3年度固定資産評価基準 第2章 家屋 第3節 非木造家屋 6 再建築費評点数 四 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する2年前の7月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。</p>	資産税課	R4.5.2	R4.5.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	子供の日焼けに関する意見	ゴールデンウィーク明けもあり、かなり日焼けをした小学生を見ました。保護者を含め、「日焼けは元気の証明」程度の認識で、「軽度の火傷」の認識が無いようです。生徒児童と保護者の双方に、厚生労働省のガイドラインを含め、「日焼けは火傷」を周知させて下さい。	子どもの日焼けに関しまして、紫外線による人体への影響については、吹田市教育委員会より小・中学校に周知をさせていただいております。	保健給食室	R4.5.9	R4.5.13
13	南千里駅前広場での歩きタバコについて	5月3日18時05分頃、南千里駅前広場で白のTシャツとグレーのTシャツを着た中年の男が歩いており、そのうちの一人が歩きタバコ(アイコスのようなもの)をしていた。市職員等の巡回の上、注意、指導をお願いします。他の方の意見にもありますが条例で禁止されているにもかかわらず依然として歩きタバコがなくなる状況です。通報してもたちごっこ状態です。吹田市としてこの問題をどうにかしてください。	御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の南千里駅前広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.5.6	R4.5.16
14	吹田市役所でdWi-Fiと消費税	いつもお世話になっています。是非よろしければ吹田市役所全館でdWi-Fiを使えるように頑張ってほしいですので宜しくお願いします。今の日本の経済や景気がよくないので吹田市からも消費税を5%に減税してほしいと国に要請してほしいですので宜しくお願いします。これからも、心より宜しくお願いします。	市庁舎全館のdWi-Fi利用については、導入に伴う技術的な制約やコスト面に関して調査研究が必要であると考えています。(総務室) 国政にも係る事案も含まれますので、総務省へも情報提供させていただきます。(市民総務室)	総務室、市民総務室	R4.5.9	R4.5.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
15	<p>続・民法改正を受け、成年年齢が18歳になります。市民への周知を速やかに願います。</p>	<p>3月15日に投稿後、吹田市では「成年年齢が18歳に引下げ」について3月18日に掲出され、以後、4月1日、5月2日にも掲出されましたが、内容は消費者トラブル関係が主で内容の変更なし。全て同じ。</p> <p>1)吹田市のHPの18歳になったらできること(例)では、「公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得」の文言が有り、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得をするには、大学で6年間の勉強が必要であり、非常に疑問に感じます。</p> <p>⇒再確認を願います。</p> <p>【要望】</p> <p>2)成年年齢が、何故20歳から18歳に引き下げられたのか…主旨の説明が欲しい。</p> <p>・3月25日に吹田市から回答 →市「市内高等学校の2年生・3年生対象に啓発ちらしの配布を行っています」…との事ですが、このチラシは吹田市が制作したものでしょうか？。また授業内容は把握しておられますでしょうか？ 大阪府に問い合わせをしたところ大阪府消費者生活センターが昨年「府内の全高校(公立・私立)に配布済み」。「リーフレットは高1生用と高2生用で高3生用は作成していません」…との事です。</p> <p>⇒今年3月に高校を卒業された方には、リーフレットが配布されていない事になります。また吹田市内の5つの大学に他府県から多くの大学生が入学されており、周知がされていない事に。加えて昨年、高校を卒業された19歳の方には、社会教育についてされていません。</p> <p>加えて、大阪府が配布しているリーフレットは府消費者生活センターが編集したものであり、「成人」するための心構え・義務・責任・社会規範・法律を守る…などの内容は含まれていないので、社会教育のような記述が必要。20歳時の成人祭での市長の言葉まで待たせません。</p> <p>※18歳は、社会経験も未熟で、保護者の見守りが必要であり、保護者宛てへの協力のメッセージが必要。また吹田市のHPの閲覧の推奨が必要。</p> <p>⇒添付画像-1</p> <p>3)吹田市の「小児慢性特定疾病医療費助成制度」のサイトの見直しについて。</p> <p>⇒成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた事に伴い、18歳以上を「成年患者」とし、成年患者は本人名義で申請手続きをする必要がありますが、改正されていません。</p> <p>※前回投稿時に「民法改正に伴い、吹田市の条例の改正の要否の確認も必要かと思います。例:分籍届」を記述しました。⇒分籍届については追記がされていましたが、他の部局でも再確認が必要かと思います。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙権が18歳から投票出来ることになっており、意識づけの記述が必要。 吹田市報の目次の頁に裏表紙(新成人)の内容の記載が必要。 吹田市のHPへの市報の掲出するタイミングが前月末であり遅い。記事の内容には1日からのものもあり、また共働きの方は忙しく、通勤時間帯でのチェックが可能であり、早期の掲出が必要。 吹田市の成人祭のリンク先の貼付けが必要。18歳では無く、20歳時に。 ⇒成人祭のサイトに、バリアフリーの有無や障がい者の介助者の同行の可否の追記が必要。 <p>⇒添付画像。社会人・大学生の現状を参照願います。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>1)ホームページの表記につきましては、法務省のホームページから引用していますが、18歳での資格取得については、非常に稀な事例となるため、表現方法について検討いたします。 (担当:市民総務室)</p> <p>2)成年年齢が引き下げられた主旨の説明につきましては、法務省のホームページによると「近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策を踏まえ、世界的にも、成年年齢を18歳とすることが主流で、成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられる。」とあります。</p> <p>詳しくは、「民法(成年年齢関係)改正Q&A」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00238.html#1「民法改正 成年年齢の引下げ～若者がいきいきと活躍する社会へ～」https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdfを御覧ください。</p> <p>3月25日回答の「市内高等学校の2年生・3年生対象に啓発ちらしの配布を行ったこと」につきましては、吹田市で作成し配付しておりますので、今年3月に卒業された方にも配付しています。また、市内5つの大学には、成年年齢引下げのポスター掲示することで周知を図っています。</p> <p>成年年齢引下げについての保護者宛の協力メッセージとホームページの閲覧の推奨につきましては、成年年齢引下げについて市報4月号に掲載するとともに、市内のいくつかの施設において若年層啓発のパネル展示を予定しています。吹田市ホームページ閲覧の推奨については、公式LINEでの発信を行っています。 (担当:市民総務室)</p> <p>3)「成年患者」の申請手続きに関するホームページ上の案内につきましては、この度の御指摘を受けて、改訂いたします。御指摘いただきありがとうございます。 (担当:母子保健課)</p> <p>成人年齢が引き下げられたことに伴い改正が必要な条例については、その有無の確認を行い、吹田市環境の保全等に関する条例等の改正を行いました。 (担当:法制室)</p> <p>【その他】平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満18歳に引下げとなっております。選挙管理委員会事務局といたしましては、ホームページに選挙権の要件を掲載するとともに、満18歳となる新有権者に対しまして、選挙への関心の向上を目的に、「メッセージカード」を送付するなどの啓発活動を行っております。また、御要望のありました該当ページにつきましては、関係各課と記載内容等について調整を行ってまいります。 (担当:選挙管理委員会事務局)</p> <p>吹田市報の目次のページに裏表紙(新成人)の内容の記載が必要とのことですが、表紙及び裏表紙はページを確認する必要がなく、御覧いただくため目次には掲載していません。 (担当:広報課)</p> <p>市報等の掲出についてですが、「市報すいた」は毎月1日を発行日としています。そのためホームページは毎月月末に更新しています。 (担当:広報課)</p> <p>現在、青少年室のホームページに「令和4年4月の成年年齢引き下げ後の成人式について」掲載しており、市民総務室のホームページと相互にリンクを貼り、周知を図っています。また、成人祭の案内のホームページは、例年9月頃から掲載を開始しており、介助などの配慮が必要な方への対応について記載しています。今年度も例年と同様に掲載させていただき予定ですが、対象者へ郵送する案内文書にも記載し、情報発信してまいります。 (担当:青少年室)</p>	<p>広報課、法制室、市民総務室、母子保健課、青少年室、選挙管理委員会</p>	R4.5.6	R4.5.18
16	<p>空き土地について</p>	<p>吹田に住んで10年以上になりますがどんどん車屋ばかり増えて自分が将来住みたいくないなと思ってた街並みになりました。JRIに比べて阪急吹田は廃れている。福祉がいいと聞いていたけど悪くなったと思う。少しは子供の為になるような物でも建ててみたらどうですか。うちの前駐車場空いています。アホみたいに土地が空いたら南小も子供多すぎてパンパンなのにマンション建てて…吹田が土地買って子供のためになる物つくつたらいいのに。児童館みたいなもの。穂波町は色々遠いから。または保育施設か。こばと会の南保育園小さいですよ…。なーんもせんなって思ってマンションばっか建つものを見ている。吹田はもうダメなんじゃないかね…。</p>	<p>1)児童館等の建設予定についてですが、現在、吹田市内には児童会館・児童センターが11館ございます。また、今年の11月にはニュータウン地域におきまして新たに北千里児童センターの開館を予定しているところがございます。吹田市内6区域内に2館ずつ児童会館・児童センターが整備されることから、現状で新たに整備を行う予定はございません。 (担当:子育て政策室)</p> <p>2)教育・保育施設の設置については、保育需要に合わせた事業計画に基づいて実施しております。引き続き、地域ごとの保育需要を見極め、必要に応じ、整備を進めてまいります。 (担当:保育幼稚園室)</p>	<p>子育て政策室、保育幼稚園室</p>	R4.5.9	R4.5.18

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
17	吹田市の各種審議会への男女共同参画の現状について教えてください。	吹田市には、男女共同参画推進条例があります。先日、兵庫県内の各種審議会委員の女性登用率で丹波篠山市が、2021年度に40%で県内1位の報道。吹田市の女性登用率ならびに登用状況を教えてください。 ・丹波篠山市には64の審議会があり、うち55の審議会で女性登用率30%以上を達成。全体では1064人の委員のうち426人が女性で、40%に達した。 ・市人権推進課は、「女性が1人、2人では発言しにくく、3、4人いれば言いやすいという声。今後も女性登用を図っていく」としながら、「女性が多ければ良いというものでもなく、男女のバランスを大切にしていきたい」と。 ・2位の三田市は39%、3位・尼崎市38%、9位・西宮市33%。	令和3年7月1日時点で、審議会等委員は全体で1,349人、女性委員は404人で女性委員の割合は29.9%となっております。 また、102の審議会等のうち、34の審議会等で女性委員の割合40%以上(第4次すいた男女共同参画プランでは、審議会等における女性委員の割合の目標40~60%)となっております。 引き続き、目標の達成に向けて、機会を捉えて周知啓発に努めてまいります。	企画財政室	R4.5.6	R4.5.19
18	すいたんに関する意見	新しいガンバ大阪仕様の「すいたんのぬいぐるみ」を購入しました。来年以降は背中にダブルリボンを印刷する事を検討して下さい。	現在、すいたんマスコットの背中にダブルリボンを印刷する予定はございませんが、今後のマスコット製作時における多様な選択肢の一つとして認識させていただきます。	シティプロモーション推進室	R4.5.6	R4.5.20
19	自転車専用レーンについて	産業道路等にある自転車専用レーン 正直利用されている人はいません。夜、帰宅時に歩道をこちらは歩いているのに、後ろからきた自転車のせいでよけないといけない。 で、あげくの果てにはその自転車に乗っている人から「じゃま！」とか「っち！」とか悪態をつかれます。 中にはイヤホンをしてスマホを両方の手で持ちながら、走行している人もいます。歩きスマホは以前からイライラ・ストレスの原因となっていました。もうそれを乗り越してなんか「バカなの？」と思うこともしょっちゅうです。 警察の方と協議していただいて、このあたりの注意・指導・なんなら赤切符などなんらかの罰則は出来ないものなののでしょうか？ 直接本人に言えば、予想もしないトラブルになったりすることもありますので、そこは「権限」としてしっかりと指導していただくよう、吹田市と大阪府警(吹田署)との連携を望みます。	自転車専用レーンにつきましては、自転車運転者に対して看板を設置するなどして専用のレーンを走るように啓発を行っております。 自転車の交通マナーにつきましては、本市といたしましても課題と認識しており折に触れ、啓発を行っているところです。吹田市のホームページはもちろんのこと、4月には春の全国交通安全運動にて吹田警察署、地域団体と連携して啓発を行ってまいりました。本市を所管している吹田警察署におかれましては、危険な自転車運転者に対する指導、取り締まりも実施されております。 今後も、吹田警察署や関係機関と連携しながら自転車の交通ルールやマナーについての啓発を引き続き実施してまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。	総務交通室	R4.5.6	R4.5.20
20	吹田藤白台住宅3棟集会所付近での危険な遊びについて	5月7日13時半頃、吹田藤白台住宅3棟集会所付近の電柱に縄跳びをくくりつけて遊んでいる子供らがあり自転車で走っていたのでひっかかりそうになり危険だった。 通過しようとする縄跳びが出てきて左に避けた。 その後子供がその縄跳びを跳んでいた。 自治会にも連絡し張り紙をお願いします。できれば議題にあげていただき回覧などで周知ください。	自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできませんが、匿名の方からそのような意見があったことをお伝えさせていただきます。	市民自治推進室	R4.5.9	R4.5.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	吹田市の熱中症対策事業アンケート協力者募集中…のサイトへの要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署および、問い合わせ先の電話番号の表記が必要。サイトには、吹田市の代表電話番号のみであり、一旦、市の電話受付者から担当課への接続となり⇒担当課から担当者への接続になります。⇒市民の不便さならびに市の余計な電話交換手業務が。 ・モニター者への調査記録項目の事前案内が必要。対象者が65歳以上であり、項目数が多ければ、「こんなに多くの項目…だったら申しなかったのに…」という場面が想定されます。⇒もしかしたら、調査結果がサンプル数・内容が不十分な事も想定されます。 ・今回の調査の背景が「大阪の日最高暑さ指数30以上の年間日数は増加傾向」「リスクの高い65歳以上の高齢者の方を対象」であり、現状・推移グラフ又は数値などの表記が有れば参加者の目的意識が高まります。データで市民に熱中症の現状を知らせる事により、高齢者への熱中症対策の啓蒙にも繋がります。今年の熱中症の傾向を考えた場合、電気料金の上昇による影響が例年とは異なった内容になるかもしれません。⇒調査項目の付帯事項として「電気料金の上昇とエアコン使用の影響」の意識調査も必要かと考えます。 ・タイトル名のアンケート協力者募集中に“(65歳以上)”…を追記しておけば、65歳未満の人は、クリックしなくても良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署および問い合わせ先の電話番号を表記しました。 ・データについて、本市危機管理室のページや環境省や総務省の熱中症に関わるデータを掲載しているサイトへのリンクを用意しました。電気料金の上昇とエアコン使用の影響をアンケートの対象とするかについては、検討させていただきます。 ・今回のアンケートにつきましては、事前に詳細をお知らせすると、アンケート結果に影響があるものと考えており、詳細は記載できませんが、項目数や回答の頻度などを追記しました。 ・タイトルに“(65歳以上)”を追記しました。 	環境政策室	R4.5.9	R4.5.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	続・吹田市は、一方通行の道路に「車両通行禁止」の巻付け看板を電柱に掲示。	<p>4月11日に吹田市に投稿しており、4月22日に吹田市総務交通室の回答は『「車両進入禁止」の看板が適切だと考えられますので取替を行います。』でしたが、1か月が経過していますが、未だに改善されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地は一方通行路であり、道路交通法と異なる表示をしている事から速やかな撤去が必要と考えます。 ・交通標識が整備されており、この区域は行き止まりの地域でもあり交通量も非常に少ないです(1時間に1台位?)。必要性に疑問が有ります。 ・この道路への入口に設置されている標識「一方通行・車両進入禁止」には、「自転車は除く」の補記がされています。 ⇒添付画像-1 ・吹田市が掲示している「車両通行禁止」の看板には、「自転車は除く」の補記がありません。 ⇒道路交通法では『自転車は「軽車両」と位置づけられており、自転車も車両通行禁止・一方通行の標識に従うこと』になっており、近くには吹田市営の駐輪場もあります。市民に間違った情報を与える事になります。 ・吹田市が設置している近くの「一方通行」の看板も同様に。「自転車は除く」の補記が必要と考えます。 ⇒添付画像-2 ・看板に表記の吹田警察署の名前は、借りておられる事から、吹田警察署の信頼度低下にもなります。 <p>Q1:交通量(車・人)が非常に少ない道路に今回のような巻付け看板の取付けの基準の有無。有れば基準の名前を教えてください。 ⇒添付画像-3</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>看板の取り替えについて、時間を要してしまいましたが、令和4年5月16日(月)に取替を行いました。</p> <p>巻き付け看板は道路標識の補助的役割で設置しており、通行する方に見やすいように大きな文字で書かせて頂いており、吹田警察署とも協議した結果、看板のスペースの関係上「自転車を除く」は省略して表記しています。</p> <p>巻き付け看板の取り付けについて基準の有無はございませんが、市民等より要望があれば課内で検討し取り付けを行っている次第です。</p>	総務交通室	R4.5.11	R4.5.20
23	感染者が出た場合保護者に知らせるべきとする文科省のガイドラインを遵守するつもりは吹田市教育委員会にはないでしょうか。	<p>吹田市立の中学校において、学級に同時期に複数名コロナ感染者が出ても同クラスの保護者に学校から連絡がなかったのですが、文科省が4月に出したガイドラインには「学校において感染者が発生した場合保護者に必要な情報を提供することは重要」と書かれています。吹田市教育委員会はこのガイドラインを遵守しないのですか?大阪府教の15%ルールが出されてから何も知らされなくなりましたが文科省のガイドラインは無視すればよい、保護者に知らせる必要はないとお考えですか?教えてください。</p>	<p>児童生徒等の感染者情報等は、本市の基本的な方針に基づき大阪府の公表内容以上の情報は公表していませんが、感染拡大防止の観点から広く注意喚起が必要な場合については、大阪府と連携して公表することとしています。</p>	保健給食室	R4.5.16	R4.5.20
24	府道119号を深夜に走っている違法改造バイクについて	<p>5月22日午前1時頃、府道119号を違法改造バイクが走っているのさかかった。 最近また走っていることが多いので警察のパトロールの上、検挙お願いします。</p>	<p>吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.5.23	R4.5.23

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	JR吹田北口の再開発と片山商店街の活性化について	<p>大和大学の誘致および総合大学への発展はとても喜ばしく思います。グリーンプレイスも時々利用させてもらっていますが、吹田駅北口からグリーンプレイスへ行かないと～んにもありません。</p> <p>以前はメロードにも適度に休憩出来る喫茶店があったりしましたが、結局メロードの1階はもはやぼぼパチンコ屋に占領されています。</p> <p>美容室・歯医者には通わせてもらっているのですが、それはとてもありがたいのですが、今回のコロナで外に出歩くのはとても怖いですが、家で籠もってじっとしているのもう飽きました。</p> <p>その前に現状のあの駅の状態とそこから片山町をメインとする片山商店街があの状態で本当にこれからも市民が来るとお思いですか？</p> <p>市報を拝読しても市議会だよりには一向にこの辺のことは議題にならず、結局市議のみなさんはイオン側(反対側)をメインと考えられているので、北口の事はどうでもいいんですよね？</p> <p>よくこうやって意見を書くと自宅に訪問されたりすることがありますが、日中はいないので来られても困ります。</p> <p>絶対にメールで回答をお願いします。</p>	<p>1) 商店街の活性化につきましては、商店街を構成する事業者が主体的に取り組まれているものと考えています。吹田市としましては、商店街が実施する活性化の取り組みに対して補助を行うなどの側面的支援を行うことにより、商店街の活性化に努めています。引き続き商店街と連携し、商店街の活性化の推進を図ってまいります。 (担当:地域経済振興室)</p> <p>2) JR吹田駅北口地区については、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す「吹田市都市計画マスタープラン」において、JR吹田駅周辺として、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指す方針としています。 (担当:都市計画室)</p>	地域経済振興室、都市計画室	R4.5.6	R4.5.24
26	新マスコット名称に関する意見	<p>ガンバ大阪が新マスコットの名称を公募しています。</p> <p>多くの市民が関係できるよう、小中学校で「新マスコットの名称」を宿題や課題、授業(社会など)で利用して下さい。</p> <p>また、吹田市ホームページでも名前募集の情報発信をお願いします。</p>	<p>1) ガンバ大阪の新マスコットにつきましては、ムードメーカーとして、また、情熱でガンバ大阪とみなさんをつなぐ存在として誕生したとお聞きしており、名前につきましては、ガンバ大阪ホームページにて広く募集されているところです。</p> <p>本市としましては、イメージキャラクターすいたんとガンバ大阪新マスコットとのコラボレーションを行う等、今後もより一層ホームタウン推進に努めてまいります。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>2) 関係室課と情報を共有し、児童生徒への周知について検討してまいります。 (担当:学校教育室)</p>	文化スポーツ推進室、学校教育室	R4.5.6	R4.5.24
27	スモークフリーポスターに関する意見	<p>より多くの市民を啓発するために、集合住宅や町内会向けに配布を検討して下さい。</p> <p>また、未成年の喫煙予防のために、小中学校に常時掲示する事を検討して下さい。</p>	<p>本市ではスモークフリーの推進のため、市内各所へのポスター掲示、集合住宅の管理会社に対する居住空間での受動喫煙に関するチラシ配布、小学生を対象としたたばこを吸わせないための教育支援等の取組を実施しているところです。</p> <p>御意見を賜りました、集合住宅、町内会及び小中学校につきましても、引き続きより効果的な手法について検討を行いながら、啓発に取り組んでまいります。</p>	健康まちづくり室	R4.5.10	R4.5.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	北千里駅周辺での歩きタバコについて	5月9日17時30分頃、北千里駅近くのピアノ池から北千里駅に向かう市道西側(歩道がない側)の車道を上下黒っぽい服を着た50代くらいの男が歩きタバコをしていた。 市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。また最近増えているので巡回や張り紙以外の対策をご検討ください。 こちらとしては違法迷惑喫煙はどんどん通報してHPに晒していきます。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.5.10	R4.5.24
29	学校給食について	現在、吹田市の小学校に通学していますが、子どもにナッツ類のアレルギーがあります。 吹田市では、給食に使用しない食材として12品目を定めていますが、現実には同一製造ラインで使われていることがかなり多く、コンタミネーションが疑われる食材を使用した給食は代替食を用意しなければいけないため保護者の負担も大きくなります。重度のアレルギーを持つ子どもはコンタミネーションが命に関わります。「全ての児童にとって給食時間が安全で安心な楽しい時間であることは、とても大切であると考えています。」という方針を謳い、「12品目は、そのもので提供することや加工品に含まれることはありません。」というのであれば、発注事業者の選定の際に同一製造ラインで使用しないことや洗浄が徹底されてるなどの条件を課し、コンタミネーションについても配慮する対応をお願いします。	学校給食で使用している食材や調味料は、主に学校給食用に作られたもので、添加物や化学調味料が不使用であり、できる限り国産材料を使用し、配合がシンプルでアレルギーが少ないものなどを基本とし、コンタミネーションに関しても他に選択肢がある場合はコンタミネーションの品目が少ないものを選定しております。 また、コンタミネーションの情報については、メーカー発行の規格書をもとに配合表を作成し、記載しております。表示義務の観点から、規格書には工場内や同一製造ラインで使用する食品名がすべて記載されているため、「洗浄を徹底しているので商品への記載なし」とメーカー側が追記している場合でも、規格書に記載があるものとして開示しております。 いただいた御意見は食材選定の折に栄養教諭とも共有してまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。	保健給食室	R4.5.18	R4.5.24
30	中学校給食について	この春から1番上の子が中学に入学し、中学校の給食を利用しているのですが、量が多くて食べきれないけど、残すのは嫌でお昼休みギリギリまでかかることがあるそうです。 ご飯を大盛りを選択できるなら、小盛りも選択できるようにならないのでしょうか。 小学校のようにお減らしができない給食システムだと思うので、フードロスの観点からもご飯小盛りを選択できるようにしていただきたいです。 それから、入学前までの間に給食試食会がコロナでなかったせいか、周りのお母さんやお子さん方が「給食美味しくないらしいよ」という噂を鵜呑みにして最初から給食を視野に入れてないことが多くみられました。お料理好きな方はお弁当作りを楽しんでいますが、それでしんどくてげっそりしてる方もいて、試食会あったら自分で確かめられるのになと思いました。1食分販売でもいいので保護者や小6の子たちにも中学校給食を食べる場を設けてもらいたいです。	本市の中学校給食の献立は文部科学省の学校給食摂取基準を基に、中学生の1食当たりの栄養価を830kcalで作成しております。 また、最近は食生活の変化により、主食をあまりとらず、おかず(副食)を多く摂取する傾向がみられるため、ご飯を主食として提供しており、生徒にご飯はこのくらい食べるという習慣を身につけていただくためにも、現在のご飯量としています。 次に、保護者向けへの試食会等は、中学校給食の有効なPR方法であると考えており、昨今はコロナウイルス感染症拡大防止のため、開催できておりませんが、今後の状況を見ながらPTA等との協力を得て、実施していきたく考えております。 今後とも心身ともに成長期にある子供たちに安全で栄養バランスに配慮した給食を提供できるよう、取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。	保健給食室	R4.5.16	R4.5.25

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	UR片山公園団地の高層棟の消火・救急活動で気になる事	<p>2年前にURで火災発生、1人が死亡・3人が負傷されました。URの高層棟(C4棟-11階、C6棟-8階建て)の消火・救急活動時には、はしご車は片山公園内からの活動になると考えます。</p> <p>⇒添付画像-UR火災-2020年8月9日</p> <p>・片山公園への進入口は、4カ所ありますが、はしご車が進入可能なのは、1-市民プール側。2-図書館の西側からの2カ所です。</p> <p>3-図書館の東南側からは、公園内に小川が有り通行不可。4-大和大学の裏門側には、固定式のバリケードが有ります。</p> <p>Q1:上記の1と2は、道路上に公園の樹木の枝が道路の中程まで伸びており、はしご車の進入は可能なのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像-0~4</p> <p>Q2:昨年、片山公園内で道路の掘削工事が行われましたが、救急車・消防車・はしご車などの活動に支障が有りますが、公園みどり室とは事前協議のルールの有無?。& 事前の通知があったのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像-0、1、4、5参照</p> <p>※その他の関連施設に、片山市民体育館や市民プールの機械室が有ります。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>UR片山公園団地には、敷地内に一定の消防車両進入路とはしご車の活動空地があり、火災時における消防活動は、当該団地の敷地内での活動となりますので、はしご車等を片山公園に進入させることは想定しておりません。</p> <p>掘削工事につきまして、工事責任者である本市水道部工務室から事前の届出があり、消防活動に支障がないものとして把握しておりました。</p> <p>市内の道路工事等における事前協議のルールといたしましては、吹田市火災予防条例において、工事責任者が消防に届け出るよう定めており、消防活動に支障が無いように事前に協議しております。</p> <p>今後におきましても、迅速で的確な消防活動に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	警防救急室	R4.5.17	R4.5.25
32	からす 退治	<p>マンション前の公園内の木に「からす」が巣を作り、公園で遊ぶ子供や散歩する老人を襲ってきます、襲われた人は私が聞いただけでも10人以上です、これ以上被害者が出ないよう、至急対応願います。</p>	<p>マンション南側に隣接する春日東遊園のカラスの巣につきましては、先週に他の方からも撤去の要望を受けており、現地確認を行ったところ、巣の位置が高く撤去が困難であるため、注意喚起の看板を設置することで対応しております。</p> <p>カラスの巣につきましては、要望を受けた時には撤去するようにしておりますが、巣の位置が高く撤去が困難な場合や、巣の中に卵や雛がいる場合は鳥獣保護法で保護対象となることから、6月頃の雛の巣立ちまでの間は、注意喚起の看板設置で対応するようしております。</p>	公園みどり室	R4.5.23	R4.5.25
33	対応に怒りしかない	<p>税務証明を取りに2階の受付に行きました。</p> <p>見た目からなのか、勝手に個人事業主扱いを受ける。</p> <p>話しても通じない。</p> <p>融資の相談はと、お願いもしていない話に展開され、非常に憤りました。</p> <p>更には、証明書を受け取る際に納税額を見てからの、半笑いの対応は失礼極まりない。</p> <p>何を考えて、窓口業務にあたっておられるのでしょうか。</p> <p>税金が給料であるはずの職員でしかないはずなのに、何を持ってして上から目線での対応となるのでしょうか？</p> <p>それならば、全てオンラインでの対応と変更して欲しい。</p> <p>あの対応だけは、本当に失礼極まりなく、憤りしかありませんでした。</p> <p>非常に残念です。</p>	<p>さて、先日いただきました窓口対応への苦情につきまして、お答えさせていただきます。</p> <p>この度、課税所得証明書の取得の際、窓口の職員が営業所得のある個人事業主であるとの勝手な思い込みにより対応し、大変御不快な思いをさせていただきましたことを心より詫言ひ申し上げます。</p> <p>対応した職員に対して、御指摘いただいた点について注意し、改めるよう指導を行いました。</p> <p>また、今回いただきました御指摘について、課内の職員に周知を行ったところですが、より一層職員の接遇の向上と意識の改善に努めてまいります。</p> <p>窓口のオンライン化などDX推進についても、市民の方の利便性の向上を図ってまいります。</p> <p>恐縮ではございますが、今後とも御不便をお感じになられることがありましたら御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	税制課	R4.5.25	R4.5.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	藤白台3丁目周辺での歩きタバコについて	<p>5月25日22時5分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の集会所から府営藤白台住宅1棟に向かう道(ベンチがおいてある場所付近)で上は青、下は黒っぽいズボンの薄毛の男が歩きタバコをしていた。 マスクをしていなかったので注視していたところ歩きタバコを始めた。 最近また、違法迷惑喫煙を通報することが増えて嘆かわしい限りだ。 これでも大阪市よりは相当マシな部類だが条例で禁止になっているにもかかわらず吸っている人が後を絶たないのは住民のモラルの問題であり早急な対策が必要である。 時間帯から考えると近隣住民が吸っていることは明らかなので、吹田市としても看板、エントランスへの禁煙の張り紙の設置以外にも、各周辺自治会での議題にあげていただき、特に府営藤白台3棟、1棟、5棟の住人に回覧で周知いただきますようお願いいたします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.5.26	R4.5.26
35	南千里駅前広場での喫煙について	<p>5月14日17時05分頃、南千里駅前の広場で上はチェック柄、下は灰色の高齢の男がタバコを吸っていた。 市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。また最近増えているので巡回や張り紙以外の対策をご検討ください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の南千里駅前の広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.5.16	R4.5.27
36	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>5月14日19時15分頃、ピアノ池から北千里駅へ向かう市道西側(歩道がない方)で上は灰色、下は黒ズボンの高齢の男が歩きタバコをしていた。 市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。また最近増えているので巡回や張り紙以外の対策をご検討ください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.5.16	R4.5.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	<p>続・私の今年の吹田市の固定資産税の増額の何故を教えてください。</p> <p>5月13日に回答を頂きました。理解は出来ましたが納得には至りません。 ・令和3年度と令和4年度の納付書と同封のお知らせには、今回の回答のような増額についての文言は、有りません。 【前回の投稿内容・抜粋】…再掲 1) R4年度版では、「R3年度に評価替えを行いましたので、R4年度」は据え置かれます。」の表記。 2) 令和3年度版では、「本年度は、その見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」 ⇒上記の記述であれば、令和3年度に評価替えは、行われた事になり、令和4年度は、増額にならない筈。 3) 他にも増額の方がおられますので、納税者に対する説明が必要。 ※3)に対する市の回答は「今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった説明となるよう、努めてまいります。」 Q1: ⇒納税は、国民の義務ですが、徴税者である吹田市は、納税者に対して正しい情報の提供が必要であり、金額の多寡にかかわらず、納税者に対して何らかの方法で「お知らせの内容に説明不足があり、増額になった方がおられます」…の旨の周知が必要と考えます。 吹田市が納税者に対して、周知されない場合は、吹田市に対しての信頼度が大きく低下します。 Q2: 前回投稿で私の言葉足らずでしたので再質問です。 ・建設物価などが、コロナやロシアがウクライナに侵攻で企業間物価が高騰。加えて円安でエネルギー他の価格も上昇。 ⇒建物の経年劣化が進んでも(増改築をしない場合)、次の評価替えの令和6年度の建物の固定資産税の増額の有無?を教えてください。</p>	<p>まず、土地について御質問いただいた内容を御説明させていただきます。 令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)固定資産税・都市計画税のお知らせに記載しているとおり、令和3年度(基準年度)に評価替えを行いました。 令和3年度(基準年度)の評価替えにおいては、令和3年度のお知らせ「1 令和3年度の評価について(1)土地」に記載しているとおり、令和2年1月1日(価格調査基準日)に調査した価格を地価公示価格の7割程度を目途とし見直しを行い、さらに同年7月までの半年間で地価下落が見られる地域には修正を行いました。 その結果、吹田市内ほぼすべての土地について、令和3年度は価格が上昇することとなりました。 課税標準額については、令和3年度のお知らせ「13 土地の負担調整措置」に記載しているとおり、納税者の税負担増については、急激な変化が生じないように負担水準(※)を用いた、なだらかな負担調整措置が講じられています。 (※負担水準とは…個々の土地の前年度課税標準額が当該年度の価格に対してどの程度まで達しているかを示すもの。) 令和3年度は基準年度のため評価の見直しを行いました。価格が上昇している土地であっても課税標準額は前年度と同額に据え置く特別な措置が行われました。 令和4年度については、令和3年度のような特別な措置はなく、令和4年度のお知らせ「12 土地の負担調整措置」に記載しているとおりの負担調整措置を行っております。この負担調整により課税標準額が上昇したことによって税額が上がる場合があります。 1) 上記で御説明したとおりです。 2) 上記で御説明したとおりです。 3) 及びQ1について 納税者の皆さまへの説明として、本市資産税課ホームページにおける、資産税課のよくある質問(FAQ)において、「土地において、価格は上がっていないのに税額が上がったのですが、なぜでしょうか。」という項目を追加しました。 次に、家屋の固定資産税について回答させていただきます。 Q2について 新増築以外の在来分家屋の評価替えについては、物価水準による補正と経過年数に応ずる補正を行い算定しますが、算定した評価額がこれまでの評価額と同額または上回った場合は据え置きとなり、下回った場合は減額となります。よって税額が上がることはありません。</p>	資産税課	R4.5.16	R4.5.27
38	<p>大阪府教に感染者に関する情報を連携して公表の件について問い合わせました</p> <p>複数名感染者が出ていても同じ学級の保護者にすらお知らせが無い件、大阪府と連携して情報を公開との定型文の回答を頂きましたので大阪府教に電話にて問い合わせましたところ、保護者へのお知らせは情報の公表とは言えず、どの府下自治体に関しても任せていることなので自治体で好きにしてくれたらいいとのことでした。 ですので大阪府との連携は気にせず文科省4月1日のガイドラインにあるように感染者の情報は保護者の関心のあるところですので複数名同じ学級で出ている場合保護者に知らせて下さい。吹田市が文科省のガイドラインを無視するのはイジメ問題でも報道されていました。文科省のガイドラインを無視するののかとの質問には答えられませんでしたので、その点も再度回答をお願いします。</p>	<p>文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8)」の中の、「感染者が発生した学級等への情報提供」に例示されている「感染者の発生状況」についてですが、文部科学省において情報提供の内容や方法の定めはなく、各自自治体に委ねられていると考えます。 本市教育委員会におきましては、クラスに感染者が複数出ている状況であっても、感染拡大の恐れがないと判断した場合、保護者への情報提供は行っておりません。 ただし、臨時休業になる等、感染拡大の恐れがあると判断した場合は、本市の基本的な方針に基づき、感染者等の個人情報の保護に配慮しながら、学校を通じて保護者に必要な情報を提供させていただいております。</p>	保健給食室	R4.5.24	R4.5.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
39	千里山のフェニックスの着生桜について	千里山霧が丘15付近に立つフェニックスには桜が着生しており、毎年花を咲かせます。しかし、この春には根元から伐採されており、花は咲きませんでした。幸い、その後また新しい枝を伸ばして葉を茂らせているようです。 このようにヤシに着生した桜や梅はわりと珍しいもので(よそでも例はありますが)、寄生ではなく着生なのでヤシの木に害もありません。そこで、伐ってしまうのではなく、なるべく保存の方向でご検討いただけませんかでしょうか。	UR都市機構に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.27	R4.5.27
40	公園の整備	北千里駅周辺に居住している者です。 公園の整備についてですが、東京オリンピックや千葉で開催されたXGAMEの影響もあり、スケボーに興味を持つ子供が増えている様になります。 実際、私の子どもスケボーをしたいと希望しましたが、近隣では出来るような場所はなく、公園でやろうにも、その公園がスケボーを許可している公園なのかも判別が付きません。 現在、深北緑地公園まで子供を連れていっていますが、親子連れで大変にぎわっています。 吹田市だけでなく北摂でスケボーパークはないように思います。 例えば、千里北公園などは十分に検討の余地があるように思えます。 若者や家族連れも集まり、活気が出ると思います。 是非、検討をお願いします。	吹田市内の公園では基本的にはスケートボードを禁止していませんが、「ベンチや手すり等を破損させるような利用」「夜間等の騒音が発生するような利用」「他の公園利用者に危害が及ぶ恐れのあるような利用」については苦情も多く、技を目的とするようなスケートボードの利用は禁止しております。 一方で現在、千里北公園の一層の魅力向上を図るため、官民連携による公園の再整備・管理運営を検討しております。令和4年度に市民参加型ワークショップの開催、社会実験の実施、市民意見の募集等を行った上で、公園の目指すべき姿を策定し、令和5年度に事業者公募・選定、令和6年度に再整備・管理運営開始を目指しております。以上の検討を行う際には、スケートボードパークの設置についても可能性を検討させていただきます。 なお、大阪府においては、服部緑地や二色の浜公園で指定管理者からスケートボードパークの設置が提案されていると聞いております。	公園みどり室	R4.5.23	R4.5.30
41	児童公園について	家のまわりに小さい公園がいくつかあり、歩けるようになった子どもを自由に歩かせたいと思い公園へ連れて行きますが、雑草が伸びていて範囲も広く、安全に歩いたり遊べる場所が少ない。これからの季節は蚊等も発生してくるのできれいに整えて欲しい。	市で除草を実施している公園等につきましては、年度当初の入札で業者が決定してきております。これから現場の除草作業にかかり、6月中旬から7月末までの間に、すべての公園の作業を終了させる予定となっております。 なお、遊園と呼ばれる小さな公園では、自治会で除草を実施している個所もあり、除草の要望があれば個別に伝えさせていただきます。	公園みどり室	R4.5.25	R4.5.31
42	豊津歩道橋の管理につきまして	新御堂筋の豊津町北交差点および垂水町西交差点上にかかる豊津歩道橋がハートのフン、埃などで長期間不衛生な状態です。 清掃作業をしていただけないかと思い、メールいたしました。 添付の地図では場所が分かり難いかもしれませんがご確認ください。 ※写真については公表しておりません。	国道に係る事案ですので、大阪府茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.31	R4.5.31